

電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正（電気フライヤー）

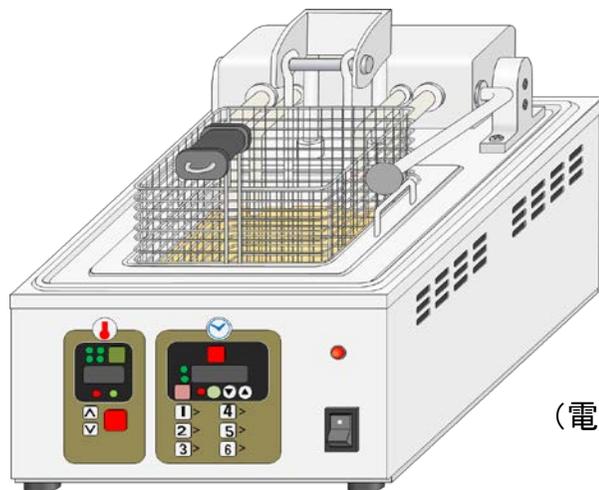
- 近年コンビニエンスストアでは、店内で調理した唐揚げ等を提供する機会が多くなったが、その際に使われる電気フライヤーの過熱による天ぷら油火災の事例が報告されている。
- この対策として、電気フライヤーの異常温度試験の項目に少量油状態に関する規定を追加する改正を行う。

1. 本改正の背景

- ① 電気用品調査委員会の事故事例調査部会における平成27年度の事故事例調査の結果、電気フライヤーの過熱火災事故が近年継続して発生していることから、電気フライヤーに係る技術基準解釈の見直しを実施。

H24	H25	H26	H27
3	4	2	2

（東京消防庁管内）



（電気フライヤー外観）

2. 改正の概要

- 解釈別表第八の2(20)の二項（異常温度上昇）に少量油状態に関する規定を追加。
- 具体的には、JIS C9335-2-37（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性：業務用フライヤの個別要求事項）に規定の試験方法及び規定値を引用。

スケジュール

改正・施行：平成28年9月30日。ただし、この通達の改正後の規定の適用については、この通達の施行の日から1年間は、なお従前の例によることができる。